

年 月 日

あんしん貸貸支援団体登録申請書（変更登録）

愛知県知事 殿

申請者
(支援団体名及び代表者名)

| | |
|----------|--|
| 支援団体登録番号 | |
|----------|--|

※ 変更する項目について記入して下さい。

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------|-----|-----|-------|
| | | | |

○愛知県あんしん貸貸支援事業実施要領第20条第1項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、愛知県あんしん貸貸支援事業実施要領第20条第1項各号（以下参照）に掲げる者に該当しません。

- 一 精神の機能の障害により、あんしん貸貸支援団体に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 三 同実施要領第24条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
- 六 登録の申請前5年以内に賃貸住宅の居住支援に関し、不正又は不誠実な行為をした者
- 七 賃貸住宅の居住支援に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる理由がある者
- 八 法人であって、その役員のうち第一号、第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの
- 九 法人であって、その役員がその他の法人の役員に就任している場合、その他の法人が第六号に該当する行為をしたときの当該法人の役員であった者であるもの
- 十 法人であって、その役員がその他の法人の役員に就任している場合、その他の法人が第七号に該当する者であるもの
- 十一 法人以外であって、その使用人のうち第一号、第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十二 法人であるものが同実施要領第24条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日にその法人の役員等であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者